

社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、報酬を支給しない。

(退職手当)

第3条 役員等には、退職手当を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の業務に関し出張した場合は、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。この場合の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得て行う。

附則

この規程は、平成30年3月27日から施行する。